



座間市役所 〒252-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号（郵便物は、郵便番号と「座間市役所+課名」を記入することで届きます）
 ☎046(255)1111(代) ☎046(255)3550 URL <https://www.city.zama.kanagawa.jp/> [座間市ホームページ](#) [検索](#)
 ◆開庁時間 月曜～金曜日（祝・休日と年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分（第2・第4土曜日の午前中は一部業務を実施）
 ★市民文化会館はハーモニーホール座間、市民体育館はスカイアリーナ座間、市民交流プラザはプラとごま、総合福祉センターはサニープレイス座間、ふれあい会館はコミュニティプラザと表記します。お問い合わせは、特に記載がなければ、開庁時間内をお願いします。

消防団協力事業所表示証を交付

市では、地域の防災体制の充実に目的として、従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる事業所、災害時などに事業所の資機材などを消防団に提供するなどの協力をしている事業所および消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している事業所などを対象に「座間市消防団協力事業所表示証」を交付しています。



なお、5月1日現在、次の12事業所に交付しています。

- 消防団協力事業所** 株式会社かおる建設工業、株式会社双和、株式会社木村畳店、ミートショップニッパイ、有限会社ヒダ塗料店、有限会社寿美吉、有限会社グリーンハウス市川、有限会社アイ・ブイ・エス、三木プリー株式会社、株式会社佐々木スチール、社会福祉法人座間市社会福祉協議会、鈴木鍛造株式会社

消防団員は年々減少傾向にあり、消防団員の約7割が事業所に勤務していることから、事業所の消防団活動に対するより一層のご理解とご協力が不可欠となっています。

消防団活動に興味のある方は担当へお問い合わせください。

担当 警防課 ☎046(256)2412 ☎046(256)2215

消防署員の感染防止策

消防署では、救急隊員を感染症などに「感染しない・させない」を基本として、救急業務を行っています。

通常は、どの救急事案に対しても感染防止策（感染防止衣、マスク、手袋）を装備していますが、現在は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、通常装備に加えて、ゴーグルおよびシューズカバー、状況によりフェイスシールドを装着して活動しています。

担当 消防管理課 ☎046(256)2211 ☎046(256)2215

座間市民ネット芸術祭写真展作品募集

市ホームページ上で開催する座間市民ネット芸術祭写真展に出展する作品を募集します（審査あり）。

- 題材** 通常作品（自由題）、テーマ作品（テーマ：座間の暮らし）
- 対象** 市内在住・在勤・在学者、市内で写真活動をしている方
- 応募点数** 一人3点（組み写真は3枚までを1作品とします）
- 参加費** 無料
- 応募方法** 7月1日（水）～9月11日（金）までにプリントした作品（L・2L版のいずれか）を〒252-8566座間市役所生涯学習課宛てに郵送またはデジタルデータを電子メールで送付（いずれも氏名、住所、電話番号、撮影場所、題名を明記）

担当 生涯学習課 ☎046(252)8476 ☎046(252)4311
 ✉gakusyuu@city.zama.kanagawa.jp

コンビニ交付サービス実施店を追加

マイナンバー（個人番号）カードと住民基本台帳カード（住基カード）を利用して、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書の交付サービスが受けられる店舗に、6月1日（月）から「株式会社クリエイトエス・ディー」を追加します。

- 利用できる店舗** マルチコピー機が設置されている全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオン（本州および四国の店舗のみ）、クリエイトS・D
- 取得できる証明書の種類** 【マイナンバーカード】住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書【住基カード】住民票の写し、印鑑登録証明書

担当 戸籍住民課 ☎046(252)8083 ☎046(255)3550

特別定額給付金

市では、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）に基づき、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業を実施します。詳しくは問い合わせ先へお問い合わせください。

- 対象** 基準日（令和2年4月27日）において、座間市の住民基本台帳に記載されている方

- 給付額** 給付対象者一人につき10万円

- 受給権者（お金を受け取れる人）** 住民票の世帯主

※特別な場合に限り、変更できる場合があります。詳しくは担当へお問い合わせください。

- 申請方法** 感染拡大防止のため、次のいずれかの方法により申請

【**郵送申請**】世帯主宛に送付する申請書に必要事項を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しを添えて、同封の返信用封筒で郵送

【**オンライン申請**】パソコンかスマートフォンで総務省マイナポータル（<https://app.oss.myna.go.jp/Application/search>）または右記2次元バーコードから申請



なお、オンラインで申請が可能となるのは、次の条件をいずれも満たす場合です

- 世帯主がマイナンバー（個人番号）カードを持っている
- マイナポータルから申請できる動作環境が備わっている
- 世帯主のマイナンバー（個人番号）カードの利用者証明用電子証明書の暗証番号（4桁の数字）を把握している
- 世帯主のマイナンバー（個人番号）カードの署名用電子証明書の暗証番号（6～16桁の英数字）を把握している

- 問い合わせ先** 座間市特別定額給付金専用ダイヤル ☎03(6743)2720（午前9時～午後5時15分（土曜・日曜日、祝・休日を除く））

担当 特別定額給付金担当 ☎046(259)5018 ☎046(255)3550

目安が変わりました 新型コロナウイルス感染症 相談・受診の目安

次のいずれかに該当する場合には、すぐに**下記**相談先へ相談してください。これらに該当しない場合の相談も可能です。

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状がある場合
- 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 ※重症化しやすい方とは、高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患などの基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方などです。
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（4日以上続く場合には、必ず相談してください。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

妊婦の方へ

重症化しやすい方と同様に、早めに**下記**相談先へ相談してください。

保護者の方へ

小児については、小児科医による診察が望ましく、**下記**相談先またはかかりつけ小児医療機関へ電話などで相談してください。

※この目安は、相談・受診する目安です。検査については、これまで通り医師が個別に判断します。

相談先

帰国者・接触者相談センター受付窓口 ☎045(285)1015（24時間受付）

担当 健康づくり課 ☎046(252)7225 ☎046(255)3550